

埼玉県子ども・子育て支援法に基づく利用定員届出等事務処理要綱

第1 趣旨

この要綱は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に定められた利用定員等を定める際の埼玉県（以下「県」という。）への届出等の事務処理に関し必要な事項を定めるものである。

第2 対象となる事務

この要綱において定める事務は、以下の（１）～（４）に係るものとする。

- （１）法第31条、第32条に基づく市町村による利用定員設定等の県への届出等
- （２）法第41条、第53条（令和8年4月1日施行後の第54条の3において準用する場合を含む。）に基づく市町村による確認等の県への届出
- （３）法第55条に基づく設置者（事業者）による業務管理体制の届出
- （４）法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画策定等の県への協議

第3 法第31条、第32条に基づく市町村による利用定員設定等の県への届出等

（１）届出及び協議書の様式等

法第31条及び第32条により、市町村長が、教育・保育施設の確認に当たり特定教育・保育施設の利用定員を定めたとき、又は利用定員を変更したときは、以下のアに規定するところにより知事に届け出ること。ただし、私立幼稚園（認定こども園を含む。）における利用定員の設定又は変更において、市町村長が例外的に認可定員を超えて利用定員を設定しようとする場合には、イの規定するところにより知事に協議すること。

なお、市町村長が、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の利用定員を定めたときは、知事への届出は要しない。

ア 利用定員の設定又は変更（イに該当する場合を除く。）

利用定員の設定又は変更を行った日から3週間以内に様式1-1を知事へ提出すること。

イ 私立幼稚園（認定こども園を含む。）における認可定員を超えた利用定員の設定又は変更

園児募集を開始する6か月前までに、知事へ様式1-2を提出し、事前に協議するものとする。

知事は、様式1-2を受領した日から起算して1か月以内に様式1-3により協議結果の通知を行うものとする。

（２）留意事項

利用定員を設定する際には、法第31条第2項により、あらかじめ審議会又は合議制機関（市町村子ども・子育て会議等）等の意見を聴くことが必要であるこ

と。また、利用定員を変更する際には、法令上は審議会又は合議制機関（市町村子ども・子育て会議等）等の意見を聴くことについての規定が無いため、市町村の実情に応じて意見聴取の必要性を判断すること。

第4 法第41条、第53条（令和8年4月1日施行後の第54条の3において準用する場合を含む。）に基づく市町村による確認等の県への届出

（1）届出の様式等

法第41条及び第53条（令和8年4月1日施行後の第54条の3において準用する場合を含む。）により、市町村長が、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の「確認をしたとき」「確認の辞退があったとき」「確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき」（以下「確認等」という。）は、その確認等を行った日から3週間以内に様式2を知事に提出すること。

（2）留意事項

市町村長は、知事に様式2を届け出るとともに、これを公示すること。

第5 法第55条に基づく設置者（事業者）による業務管理体制の届出

（1）届出の様式等

法第55条により、市町村長は、管内の特定教育・保育施設の設置者、地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に、業務管理体制の整備及び届出が必要であること及び施設等の所在する区域により届出先が異なることを周知し、以下のアからウの規定するところにより対応すること。

ア 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特定乳児等通園支援事業者が一市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者

特定教育・保育提供者から市町村長への届出が必要となることから、市町村長は、様式3-1及び様式3-2を参考に市町村長あての届出様式を定め、特定教育・保育提供者から届出を受領すること。なお、市町村が届出を受領した内容について、県への報告は不要である。

イ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特定乳児等通園支援事業者が一都道府県内の二以上の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者

特定教育・保育提供者から知事への届出が必要となることから、市町村長は、様式3-1又は様式3-2を知事へ提出するよう周知すること。特定教育・保育提供者は業務管理体制を整備、又は届出事項に変更が生じてから3週間以内に知事に提出すること。

ウ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特定乳児等通園支援事業者が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者

特定教育・保育提供者から内閣総理大臣への届出が必要となることから、市町村長は、様式3-1及び様式3-2のあて先を内閣総理大臣に変更して、内閣府へ直接提出するよう、特定教育・保育提供者に周知すること。なお、内閣府へ提出した内容について、県への報告は不要である。

(2) 届出先区分の変更

市町村長は、(1)の規定による届出を行った特定教育・保育提供者に、(1)アからウに掲げる届出先区分に変更が生じた場合は、変更前の届出先及び変更後の届出先の双方に届け出るよう周知すること。

(3) 業務管理体制に関する検査

法第56条により、業務管理体制に関する検査を別記「特定教育・保育提供者に係る業務管理体制の検査について」のとおり行うため、市町村長は、特定教育・保育提供者に、(1)イに該当する場合、毎年5月1日時点の業務管理責任者の配置状況等を記載した様式3-3を5月31日までに、知事に提出するよう周知すること。

第6 子ども・子育て支援情報公表システムへの入力

(1) 子ども・子育て支援情報公表システムの入力における役割

子ども・子育て支援情報公表システム（以下「公表システム」という。）の施設基本情報及び事業者情報の入力は、県又は政令指定都市、中核市及び県から権限移譲を受けた市町村（以下「政令市等」という。）が行い、施設詳細情報の入力は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「施設」という。）が行う。なお、政令市等を含む市町村は、施設に代わり、施設詳細情報を入力することができる。

入力された施設詳細情報の確認及び承認は政令市等を含む市町村が行い、入力内容の確認及び公表の承認は県が行う。

(2) 公表システムの基本情報又は事業者情報に係る部分の入力

第2(1)から(3)の事務のうち、公表システムにおいて施設基本情報又は事業者情報の入力が必要なとき、政令市等以外の市町村は、新規入力の場合は様式7-1及び様式7-2、修正の場合は様式7-3を県に提出し、県は公表システムに施設基本情報又は事業者情報を入力する。政令市等は、施設から様式7-1、様式7-2及び様式7-3に準ずる情報の報告を受け、公表システムに基本情報及び事業者情報を入力すること。

第7 法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画策定等の県への協議

(1) 協議書の様式等

市町村長は、法第61条第9項により、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、計画

の策定又は変更を行う 2 か月前までに、以下の①から⑤の書類を知事に提出すること。

- ① 様式 4-1 「市町村子ども・子育て支援事業計画策定（変更）協議書」
- ② 様式 5 「市町村子ども・子育て支援事業計画変更理由書」（変更の場合のみ）
- ③ 計画変更新旧対照表（変更の場合のみ）
- ④ 計画全文（変更の場合は変更する箇所のみ）
- ⑤ その他計画策定又は変更にあたって必要な書類

（2）協議結果の通知

知事は第 7（1）に定める書類を受領後、原則 1 か月以内に様式 4-2 により協議結果の通知を行うものとする。

（3）策定（変更）後の計画の提出

法第 61 条第 10 項により、市町村長は計画を定め、又は変更したときは、計画の策定日、又は変更日を起算日として 1 か月以内に様式 6 を添付し、計画全文を知事に提出すること。

（4）留意事項

計画を変更する際には、法第 61 条第 7 項により、あらかじめ審議会又は合議制機関（市町村子ども・子育て会議等）等の意見を聴くことが必要であること。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 15 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 31 年 2 月 5 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 19 日から適用する。

この要綱は、令和 8 年 1 月 6 日から適用する。

別記（第5（3）関係）

特定教育・保育提供者に係る業務管理体制の検査について

1 検査の実施方針

- (1) 県は検査を通じて特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認する。
- (2) 検査は「一般検査」と「特別検査」とし、一般検査については、定期的かつ計画的に行うものとし、一般検査は書面の提出にて行うことを基本とする。
- (3) 特別検査は、次のいずれかに該当する場合に実施する。
 - ア 施設又は事業の運営に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
 - イ 度重なる指導によっても改善が見られないとき
 - ウ 正当な理由がなく一般検査を拒否したとき

2 検査事項

- (1) 法令を順守するための責任者を選任していること
- (2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。
- (3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

3 検査の実施方法

(1) 一般検査

特定教育・保育提供者は毎年5月1日時点の業務管理責任者の配置状況等を記載した様式3-3「子ども・子育て支援法第56条に基づく業務管理体制に係る現況報告書」を業務管理体制の届出を県に提出する。

(2) 特別検査

特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備状況等に応じて実施する。